

福祉・保健

母子家庭の方 や、障害のある 児童を養育して おられる方へ

次の制度がありますので、ご利用ください。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母親、あるいは母にかわってその児童を養育している方の自立を助けるために、支給される手当です。

児童が18歳に達する日以後の、最初の3月31日まで支給されます。

支給対象外となる場合

- ・児童または母・養育者が日本国内に住所がないとき
- ・児童または母・養育者が公的年金（老齢福祉年金を除く）や

遺族補償などを受けることができるとき

- ・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（通園施設を除く）に入所しているとき

- ・児童が母の配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）に養育されているとき

児童扶養手当支給額 (全部支給の場合)

月額	
対象児童1人	41,720円
対象児童2人目	5,000円
対象児童3人目以上の場合は1人につき	3,000円加算

※手当を受ける方、または同居されている親族などの所得に応じて、全部支給、一部支給、支給停止となります。

現況届について

受給資格者は毎年8月に現況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなります。

特別児童扶養手当

身体または精神に、政令で認められる程度の障害のある20歳

未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

支給対象外となる場合

- ・児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住所がないとき
- ・支給対象児童が、障害を事由に年金を受け取ることができるとき

- ・支給対象児童が、児童福祉施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設など（通園・通所施設は除く）に入所しているとき

特別児童扶養手当支給額 (対象児童1人につき)

月額	
障害が1級の場合	50,750円
障害が2級の場合	33,800円

※手当を受ける方、または同居されている親族などの所得により、支給されない場合があります。

所得状況届について

受給資格者は、毎年8月に所

得状況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなります。

認定証の更新 のお願い

国民健康保険

限度額認定証の更新（70歳未満の方）

70歳未満の方が医療機関へ入院した場合、限度額認定証を医療機関の窓口に表示すれば、自己負担限度額までの支払いとなり、多額の現金を支払う必要がなくなります。

（国民健康保険税を滞納していないことが条件です）

入院時食事療養費減額認定証の更新（75歳未満の方）

医療機関へ入院したときの食事の費用である入院時食事療養費は、減額認定証を医療機関の窓口に表示すれば、その負担額

が減額されます。（住民税非課税世帯であることが条件です）

老人保健

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新（75歳以上の方）

医療機関へ入院したときの一部負担金、食事療養費、生活療養費は、減額認定証を医療機関の窓口に表示すれば、その負担額が減額されます。（住民税非課税世帯であることが条件です）

現在交付している上記の認定証は、すべて7月31日が有効期限となつていきますので、該当する方は更新の手続きをお願いします。

「国民健康保険高齢受給者証」・「老人保健医療受給者証」の定期判定を行います

毎年8月1日を基準日として、医療費の一部負担金の割合（医療機関の窓口で医療費を支払う割合）を判定します。今回は平成18年中の所得状況で判定